

20歳になったら

国民年金に加入！

国民年金は、やがて迎える老後や、万が一、けがや病気で障害が残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できるような、保険料を出し合ってお互いを支えあう制度です。

- 未納期間の保険料を納付することができます。
- 免除・猶予等の期間の保険料を納付する
- 60歳になってから任意加入する保険料の納付については、お近くの年金事務所までご連絡ください。

年金情報流出を口実にした犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

就職をした方は新しい保険証、会社を退職した方や配偶者の扶養から外れた方は、健康保険資格喪失証明書や離職票等を持参し手続きを行ってください。

また、保険料の免除期間や未納期間があるため、満額の年金を受給できない方は、次の方法で年金額を増額す

▼問い合わせ先
税務町民課
郡山年金事務所
024193213434

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

日本年金機構から電話やメールで連絡をしたり、お金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。不審な電話があった場合は年金事務所や警察までご連絡ください。

平成28年度の保育所・町立幼稚園の園児を募集します

町内の認可保育所（園）・町立幼稚園では、平成28年4月からの入所・入園申込を開始します。希望される方は、平成27年11月9日(月)～11月30日(月)までにお申し込みください。

認可保育所

- 資格要件
町内に住所を有し、児童の保護者や家族が共働き等で保育することが困難な児童
- 町内認可保育所一覧
鏡石町立鏡石保育所
対象児童 平成28年4月2日時点で6カ月以上の0歳児から5歳児まで
保育時間 7時30分から18時30分までのうち原則8時間。18時30分から19時まで延長保育あり(別料金)
- 認定こども園ぶどうの木(鏡石栄光保育園)**
対象児童 平成28年4月2日時点で9週目以上の0歳児から5歳児まで
保育時間 7時15分から18時15分までのうち原則8時間。18時15分から18時45分まで延長保育あり(別料金・平日のみ)
- 学校法人鏡石学園岡ノ内保育園**
対象児童 平成28年4月2日時点で7カ月以上の0歳児から2歳児まで
保育時間 7時15分から18時15分までのうち原則8時間。18時15分から18時45分まで延長保育あり(平日のみ)

- 保育料
保護者の方の町民税額に応じて計算され、毎月月末に口座振替にて納入していただきます。
- 申込方法・必要書類
◆ 新規入所：入所申込書、支給認定申請書、就労証明書等、その他必要な書類。申込書は、健康福祉課、各保育所(園)にあります。(※継続入所の方は、入所中の児童に継続用の申請書が各保育所(園)より配布されます。)
- 申込・問い合わせ先
健康福祉課(勤労青少年ホーム内)
認定こども園ぶどうの木(鏡石栄光保育園) ☎62-2115
学校法人鏡石学園岡ノ内保育園 ☎92-3213
学校法人鏡石学園岡ノ内保育園 ☎62-7068
※新規で申し込みの場合は健康福祉課に提出してください。

町立幼稚園

□ 募集人員

対象園児	募集人数	入園資格(鏡石町に住所を有する幼児)
3歳児	20名程度	平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれの幼児
4歳児	若干名	平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの幼児
5歳児	若干名	平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの幼児

- ※ 募集人員を超えた場合は、抽選を行う場合があります。
- 預かり保育
入園している園児について、両親が職業を持つなど家庭保育が困難と認められる場合には、預かり保育を実施しています。
- 授業料
保護者の方の町民税額に応じて計算され、毎月月末に口座振替にて納入していただきます。※入園後は、利用料のほか給食費、PTA会費等がかかります。
- 預かり保育料
11,000円。授業料と同様毎月月末に口座振替にて納入していただきます。
- 申込方法・必要書類
◆ 新規入所：入園願書、支給認定申請書、その他必要な書類。申込書は、健康福祉課、幼稚園にあります。(※継続入所の方は、入園中の児童に継続用の申請書が幼稚園より配布されます。)
- 申込・問い合わせ先
健康福祉課(勤労青少年ホーム内) ☎62-2115
※新規で申し込みの場合は健康福祉課に提出してください。

保育所・幼稚園の利用には、申込書のほかに支給認定申請書の提出が必要です。

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。保育所・幼稚園を利用している方については、入所(園)時に支給認定証が交付されます。この認定証は変更が無い場合は記載されている期間有効となり、次年度の入所(園)時に有効期間の確認のため、提出していただきます。

新規に入所(園)を希望する場合や、認定期間等や区分変更のある保護者の方には、施設利用の申請書(支給認定申請書)を町に提出する必要があります。町では、お子さんの年齢や保護者の就労状況により、3つの区分認定を行います。提出の際は申請書・入園願書等と一緒に、健康福祉課へ提出してください。

シリーズ(第5回)

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

平成27年10月から みなさま全員に、個人番号通知カードが届きます

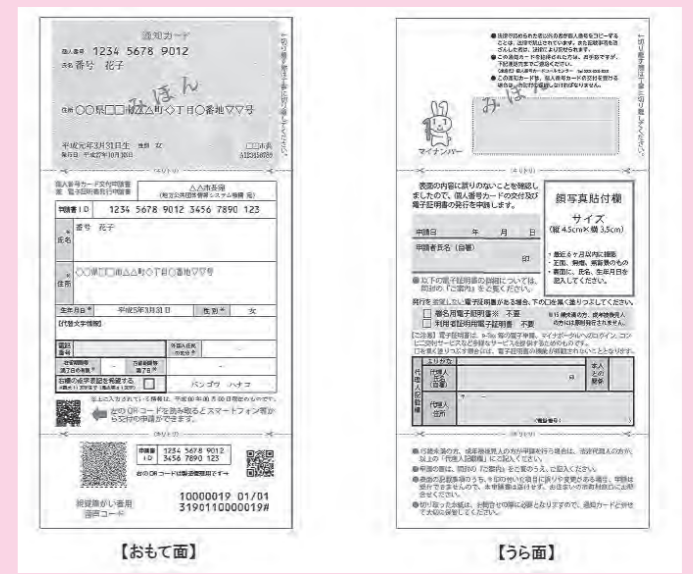
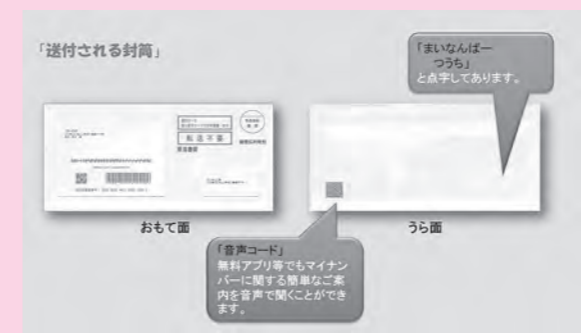
※一生使う番号ですので、大切に保管して下さい



- ①通知カードに記載されている個人番号は、平成28年1月以降、職場や行政手続等の際に提示を求められることとなります。
- ②初回の交付手数料は無料ですが、再交付手数料は500円となります。無くさないよう大切に保管して下さい。
- ③平成28年1月からは「個人番号カード」を申請により受け取ることができます。個人番号カードは、本人確認の際の身分証明書や各種行政手続のオンライン申請等に利用できます。個人番号カードは、番号通知カードに添付の個人番号交付申請書により申請できます。初回交付手数料は無料、再交付手数料は800円です。

【封入されているもの】

- ①宛名台紙
- ②通知カード(+個人番号カード交付申請書兼伝承名書発行申請書+音声コード台紙) →
- ③説明用パンフレット
- ④個人番号カード申請書の返信封筒



● 問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2112